

第三者評価結果

事業所名：中川保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所保育に関する基本原則のほか、保育所の社会的責任、養護に関する基本的事項などについて明記しています。保育所保育指針で定めている5領域に基づいて子どもの発達過程を考慮し、年齢ごとの保育のねらいと保育内容、配慮事項を設定しているほか、健康支援や食育の推進、災害への備え、子育て支援などの取り組み内容を組み入れています。また、園の保育理念や保育方針、保育目標に基づいて作成しており、地域の実態に対応した保育事業、特色ある教育と保育、職員の研修計画などを記載しています。年度末の職員会議では、年間の振り返りを踏まえて意見交換を行い、全体的な計画の評価を行っています。園長と主任は、職員の意見を反映させながら、次年度の全体的な計画の作成につなげています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室は、天井が高く、梁が見える造りとなっていて、高窓からの日差しがほど良く入り込み、明るく開放的な空間となっています。温湿度のチェック、空調管理、換気などは、職員がこまめに行い、常に適切な状態を保持できるよう努めています。各場所の清掃、おもちゃや寝具などの消毒は、定められた手順に沿って職員が交代で行い、清潔な環境で子どもたちが過ごせるようにしています。広々とした保育室のコーナーや園庭の見える廊下の一角などで、子どもがくつろいだり、気持ちを落ち着かせたりできるようスペース作りを工夫しています。各クラスとも、食事と午睡の場所を別々に確保し、ゆったりと食事や睡眠ができる環境となっています。手洗い場やトイレは、職員が日々ていねいな清掃と消毒を行って清潔な状態を保持しており、滑り止めマットを備えるなど子どもが安全に利用できるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの発達段階については、日々の振り返りの中で職員間で情報交換を行っています。また、毎月の職員会議でも各クラスの様子を報告し合い、担当クラス以外の子ども様子も職員全体で把握して、子ども一人ひとりの状況に応じた保育を行えるよう心がけています。子どもの気持ちに寄り添いながら子どもが安心して気持ちを表現できるよう配慮し、表現する力が十分でない子どもの場合には、表情やしぐさをくみ取って代弁するなどしています。日々の話し合いや職員会議では、子どもに対する言葉づかいや声かけの方法などについて、職員間で意見交換を行いながら確認し合っています。せかず言葉や制止させる言葉は、必要以上に使わないことを共通認識として保育にあたっており、子どもへの対応や声かけなどで気になることがあった際は、職員間で互いに注意し合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得にあたっては、年齢や発達段階に応じて園生活の中で自然に身につけることができるよう配慮しています。1、2歳児クラスでは、朝のしたくや着替えなど毎日の積み重ねを大切にして、少しずつ自分でできることを増やしていけるよう援助しています。3～5歳児クラスは、朝の会での挨拶や日にち、曜日の確認をするところから帰りの会までの一日の生活リズムを身につけていきます。子どものやる気を尊重し、箸の持ち方などは子どもの様子を見ながら援助して、無理強いせずに楽しく食べることを優先しています。5歳児になると、自発的に子ども同士が声をかけ合い、役割を分担しておもちゃや絵本の片づけを行うなどしています。身体を動かす活動の際は、休養を取るタイミングに留意して、体調を崩したり、けがをしたりしないよう配慮しています。また、自分で衣服の着脱などの体温調節ができるよう、子どもの状況を確認しながら声かけするなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 1、2歳児クラスでは、安全面に配慮しておもちゃや絵本を収納し、遊ぶときに職員といっしょに好きなものを選べるようにしています。3～5歳児クラスでは、種類ごとにケースに収納して、子どもが自分で取り出したり、片づけたりできるようにしています。天気の良い日は園庭に出て、ボール遊びやすべり台などの遊具で身体を動かして遊べるようにしています。異年齢での鬼ごっこでは、5歳児が3、4歳児をリードしながら自分たちでルールを決めて楽しむなど配慮しています。園庭の花壇で花や虫を見つけて図鑑で調べたり、さつま芋掘りやじゃが芋掘りに出かけて農家の人と触れ合ったり、消防署見学に出かけたり、身近な自然や地域の人と触れ合う経験ができるような機会を設けています。クレヨンや画用紙、折り紙のほか、牛乳パックなどの廃材を準備して製作を行ったり、音楽に合わせて歌やダンスを楽しんだり、子どもたちが自由に表現活動ができるように工夫をしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p><コメント> 0歳児保育を実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児は、合同で活動することが多く、ほとんどの生活や遊びの場面でいっしょに過ごしています。職員は、子ども一人ひとりの状況や興味、関心などを把握するよう努め、いっしょに活動する中でも、一人ひとりの発達段階や個性を大切にしてお応じできるようにしています。遊びを通して少しずつ友だちとのやり取りを楽しめるよう、「かして」や「ありがとう」など場面に応じた言葉を伝えています。園庭で年上の子どもといっしょになる機会もあり、5歳児と手をつなぎながら遊んでもらうなどしています。給食室が見えるように職員に抱っこしてもらい、調理をしているところを見たり、調理職員に「ごちそうさま」の挨拶をしたり、保育士以外のおとなのかかわりも大切にしています。1歳児クラスは、毎日保護者と連絡帳でのやり取りを行い、2歳児クラスは、必要に応じて書面でのやり取りを行っています。また、登降園時の会話を通して子どもの様子を共有し、保育に生かせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3～5歳児クラスは、異年齢保育を中心に活動しています。家庭的な雰囲気の中で年上の子どもが年下の子どもに思いやりを持って接し、互いに育ち合える関係性を築きながら成長できるようにしています。発表会では、縦割りのグループを二つ作り、5歳児がまとめ役となって、劇の配役や衣装をみんなで相談しながら考えています。3歳児は、年上の子どもを見習って自分の思いを伝えることを覚えていき、4歳児になると、友だちの話をしっかりと聞く力をはぐくんできています。5歳児の子どもたちは、お泊まり保育でカレーライスをいっしょに作ったり、作品展の看板をみんなで意見を出し合って制作したり、友だちと協力し合う経験を通して一人ひとりの自信につなげています。発表会や作品展で保護者に子どもたちの成長の様子を見てもらっているほか、園のホームページ上でお泊まり保育やお買い物ごっこ、じゃが芋掘りなどの様子を掲載し、子どもたちの取り組みの様子を地域の人に向けて発信しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障がいのある子どもが安心して園生活を送れるよう、多目的トイレを設置して、園内は段差の無いバリアフリーの構造となっています。子どもの状況に配慮した個別の指導計画をクラスの指導計画と連動させて作成し、日々の子どもの様子は個別日誌に記録して職員間で共有しています。子ども同士のかかわりについては、安全面に配慮していっしょに活動できるよう配慮しています。保護者とは、個別の面談を随時行って子どもの成長の様子を確認し合っています。必要に応じて横浜市北部地域療育センターや都筑区の保健師と連携し、アドバイスを受けるなどしています。職員会議では、障がいのある子どもの対応方法について話し合っているほか、外部の研修に参加して研修報告書を全職員に周知しています。障がいのある子どもの保育については、保健師等と連携し適切に対応することなどを重要事項説明書に記載し、園としての方針を入園時に保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> それぞれの子どもの在園時間と一日の流れを考慮し、年齢ごとのデイリープログラムに基づいて、日案を作成しています。15時30分に帰りの会を行い、16時以降順次降園となり、人数が少なくなる17時以降は、全クラス合同で過ごしています。1、2歳児の子どもそばに職員を配置するなどして安全面に配慮してお応じしており、年上の子どもたちも、危なくないよう遊ぶことを自然と覚えていきます。子どもたちが落ち着いてゆったりと過ごすことができるよう、横になれるスペースを確保し、不安や寂しさを感じないよう、スキップを多くとるなどして対応しています。夕食が必要なケースは現時点ではありませんが、水分補給は適切に行っています。お迎え時に担当する職員への引き継ぎは口頭で行い、16時以降の子どもの様子は伝達ノートに記載して、職員間で共有しています。お迎え時に担任の保育士と直接会えるようシフトを調整し、必要に応じて電話でお応じするなどしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 5歳児クラスの指導計画には、行事を通して自信をつけ就学を迎えられるようにしていくと記載し、発表会や作品展などの活動につなげています。年明けから徐々に午睡時間を短くするなど配慮しています。1月の個別面談では、就学に向けた留意事項などを保護者と確認しているほか、随時相談を受け付けるなどして就学後の生活について見通しが持てるよう対応しています。保育所児童保育要録は、担任の職員が作成し、主任が確認後、園長が最終チェックを行って就学先の小学校に送付しています。全体的な計画に小学校教師と「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有し保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努めると記載し、卒園前に引き継ぎ連絡を行って情報を共有していますが、合同研修などの実施には至っていません。また、コロナ禍により、小学校との交流や近隣の保育園との年長児交流も実施が難しい状況となっておりますので、実施方法を工夫するなど今後のさらなる取り組みが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 年間の保健計画を作成し、適切な健康管理を計画的に行えるよう取り組んでいます。登園時は、検温や顔色のチェックなど、定められた健康確認の手順に沿って、子どもの健康状態を把握するよう努めています。保護者から入手した子どもの体調に関する情報や配慮事項などは、全職員に周知し同じ対応ができるようにしています。保育中の体調の変化やけがなどは、速やかに保護者に電話連絡し、その後の対応を確認しています。入園後の予防接種の状況は保護者に申し出てもらい、児童票に追記して職員間で情報を共有しています。入園のしおりに健康に関する取り組みなどを記載し、入園時に保護者に説明しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策は、呼吸確認表を用いて適切に行っており、ポスターを掲示して保護者に予防法などを知らせています。今後はさらに、健康管理に関するマニュアルに記載すべき内容を取りまとめ、マニュアルを再整備されることが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 嘱託医による健康診断と歯科健診は、全クラスともそれぞれ年に2回ずつ実施し、身体測定を毎月1回行っています。健診結果は、個別の健康台帳と歯科健診表に記載して職員間で共有しています。また、身体測定の結果も健康台帳に毎月記録しています。健康診断と歯科健診、身体測定の結果を踏まえて、歯磨きや食事、栄養の大切さを子どもたちにわかりやすく伝える取り組みを保健計画などに組み入れて実施につなげています。健診結果により個別に配慮が必要になった場合などは、職員間で同じ対応ができるよう情報を共有し、1、2歳児は個別の指導計画に反映させて対応しています。保護者に対しては、ホワイトボードで何も異常が無いことを報告し、結果によっては、書面を用いて伝え、受診が必要な場合は適切に対応を行っています。健診の前には、保護者からの質問や相談を受け付けて嘱託医からの回答やアドバイスをフィードバックしています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、横浜市の「食物アレルギー対応マニュアル」を常備しています。アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについては、医師が記載した生活管理指導表に基づき子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者とは、食物アレルギーが判明した時点で栄養士と担任保育士が個別の面談を実施して対応を確認し、専用の献立表を作成してメニューのチェックを行っています。食事の提供の際は、色分けしたトレイと食器、名札を使用し、調理職員と保育士が声出し確認を行ってチェック表に記録してから配膳しています。また、座る位置も配慮し担当職員を配置して対応にあたっています。職員会議ではマニュアルに沿って事故発生時の対応方法を確認しています。重要事項説明書に、アレルギーの対応に関する園の方針を記載し、入園時に保護者に説明するとともに、食べ物の持ち込み禁止など、留意事項を伝えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食育年間計画を作成し、年齢ごとの年間目標と活動内容を設定しています。4、5歳児クラスで行う「さんまの食育」では、さんまを実際に見て直接触れ、魚の模型を使って骨の取り方を学ぶなど、食に対する関心を深められるよう取り組んでいます。給食を食べる前には、みんなでその日のメニューを確認し、楽しみながら食べられる雰囲気づくりを工夫しています。子どもの食欲に応じて食べる量を調整しており、3歳児になると、食べる量を自分で職員に伝えています。嫌いな食材も少しずつ食べられるよう声かけしながら援助しています。食器は、年齢や発達段階に応じて形状、重さなどを調整しています。献立表のほか、レシピや旬の食材の効用などを掲載した「ぱくぱくだより」（給食だより）を毎月発行し、保護者に園の取り組みを伝えています。5歳児クラスでは、12月の発表会の日に、親子でいっしょに給食を食べる機会を設け、保護者に給食を試食してもらっています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>栄養士は、給与栄養目標量を子どもの発育状況に応じて適切に設定し、献立作成を行っています。日々の子どもの摂食状況や残食の記録などは、食事摂取状況表に記載して子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握しています。毎月の給食会議では、味や食材の硬さ、大きさなどを職員から聞き、調理方法の改善につなげています。二十四節気の変り目の日には、季節の食材をふんだんに用いたメニューを取り入れているほか、七夕やハロウィン、クリスマスなどの行事食を取り入れ、季節を感じられるよう献立作りを工夫しています。また、タコライス、ちゃんぽん風うどんなどの郷土料理のほか、タンドリーチキンなど、各国の料理をメニューに取り入れています。食育の指導を栄養士が担当し、子どもたちとの会話を楽しみ、給食の感想などを聞いています。給食衛生管理マニュアルを整備し、マニュアルに沿って給食室内の清掃及び消毒、食材の管理などを適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
<p>登降園時の会話で保護者と子どもの様子を伝え合っているほか、1歳児クラスは、連絡帳を用いて、毎日情報を交換しています。日々の活動内容は、クラスごとにボードに記載して降園時に保護者が確認できるようにしています。4月の保護者懇談会では、年齢ごとの保育目標や年間の活動予定などを説明し、毎月発行しているクラス便りでは、活動の様子を掲載して保護者に伝えています。5月と1月に、保育参観を実施し、園庭遊びの様子などを保護者に見てもらえる機会を作っています。運動会や発表会、作品展などの行事で子どもの成長を共有し、隔月で開催する誕生会にも3歳以上児の保護者が参加できるようにしています。5月と11月には個別面談週間を設定し、保護者の都合に応じて個別の面談を実施して面談内容を記録しています。園では、一人ひとりの子どもの様子をよりわかりやすく保護者へ伝えるための工夫が必要と考えており、今後のさらなる取り組みが期待されます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>園長はじめ職員は、保護者の気持ちに寄り添いながら、個々の状況に応じた対応を行えるよう心がけています。登降園時のコミュニケーションの中で、保護者が不安に思っていることを傾聴したり、アドバイスを行ったりするなどして保護者の安心につなげるよう努めています。相談の内容によっては、保護者の都合に合わせて日時を設定し、事務室などを使用して保護者が話しやすいよう配慮して対応しています。都筑区の園長会で、保護者対応に関する研修があり、参加した園長が研修の内容を職員に周知して知識を深められるようにしています。また、相談の対応方法などについては、理事長や園長、主任が職員に助言を行い、保護者に対して適切な対応が行えるようにしています。必要に応じて、経営層が相談時に同席し、複数での対応を行っています。相談の内容や対応については、詳細を記録して、必要な職員で共有し継続的なフォローができるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
<p>虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、着替え時などに身体のチェックを行っているほか、子どもの言動の変化や同じ洋服を着続けているかなどを注意深く観察しています。保護者の様子で気になることがある場合は、コミュニケーションを図りながら家庭の様子を聞くなどして対応しています。虐待等権利侵害の可能性のある場合は、経営層に報告し、速やかに職員全体に周知して対応を検討しています。経過を観察する中で、写真や記録を行い、必要に応じて、都筑区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所と連携を図って対応方法を確認しています。虐待防止マニュアルに発見時の対応手順などを明記し、職員会議で確認し合い、虐待等権利侵害の早期発見や虐待の予防に努めています。今後はさらに、職員の理解をより深めるためにマニュアルに基づく園内研修を計画的に実施されるなどおおいでしょう。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
<p>日々の保育実践の振り返りは、クラス内での話し合いや保育日誌に基づいて行っています。振り返りにあたっては、活動の結果だけでなく、子どもの気持ちに配慮して成長の様子を捉えるようにしています。各クラスの振り返りの内容については、職員会議で報告し合い、職員全体で共有しています。職員個々の自己評価は、毎年3月に実施し、設定されている評価項目に対して4段階で自己評価を行っています。また、年間の考察と反省を記載して個別の課題点を明確にし、次年度に向けた目標設定につなげています。各自の自己評価結果を踏まえて、子どもへの対応方法や保護者対応などを課題として抽出し、職員会議などで意見交換を行うなどして改善策を検討し、より質の高い保育実践を目ざして取り組みを進めています。園としての自己評価は、職員個々の自己評価結果を反映させながら、園長と主任が中心となって実施しています。</p>	